⑰―２　補助金等の明細

（単位：円）

区分	当期交付額	当期振替額					摘要
		特許権仮勘定見返補助金等	資産見返補助金等	資本剰余金	長期預り補助金等	収益計上	
研究拠点形成費等補助金（格差センシティブな人間発達科学の創成）	126,658,952	―	166,167	―	―	126,492,785	
研究者海外派遣基金助成金（組織的な若手研究者等海外派遣プログラム）	―	―	―	―	―	10,095,214	注1
大学改革推進等補助金（大学教育・学生支援推進事業【テーマA】大学教育推進プログラム）	21,601,530	―	―	―	―	21,601,530	
大学改革推進等補助金（大学教育拡充のための戦略的大学連携支援プログラム）	12,833,554	68,826	―	―	―	12,764,728	
大学改革推進等補助金（新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラム）	10,499,716	―	―	―	―	10,499,716	
国際化拠点整備事業費補助金（国際共同・連携支援（総合戦略型））	8,499,372	―	―	―	―	8,499,372	
大学改革推進等補助金（大学生の就業力育成支援事業）	16,076,276	―	1,296,750	―	―	14,779,526	
地域産学官連携科学技術振興事業費補助金（大学等産学官連携自立促進プログラム（機能強化支援型））	12,000,000	―	―	―	―	12,000,000	
科学技術総合推進費補助金（若手研究者の自立的研究環境整備促進）	244,345,839	―	1,643,062	―	―	242,702,777	
合計	452,515,239	68,826	3,105,979	―	―	459,435,648	

注1　平成21年事業年度に交付を受けた額22,276,960円のうち、当期において執行した額である。

⑱　役員及び教職員の給与の明細

（単位：円、人）

区分		報酬又は給与		退職給付	
		支給額	支給人員	支給額	支給人員
役員	常勤	(66,130,098) 66,130,098	4	(11,358,150) 11,358,150	1
	非常勤	10,616,580	3	―	―
	計	76,746,678	7	11,358,150	1
教職員	常勤	(3,234,026,210) 3,674,997,867	467	(324,210,862) 326,010,862	16
	非常勤	470,284,806	653	332,340	3
	計	4,145,282,673	1,120	326,343,202	19
合計	常勤	(3,300,156,308) 3,741,127,965	471	(335,569,012) 337,369,012	17
	非常勤	480,901,386	656	332,340	3
	計	4,222,029,351	1,127	337,701,352	20

注1　役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準の概要
報酬月額
学長989千円、理事838千円、非常勤理事419千円、非常勤監事200千円
「国立大学法人お茶の水女子大学役員給与規程」に基づき支給している。
退職手当の計算方法
「国立大学法人お茶の水女子大学役員退職手当規程」に基づき支給している。

注2　教職員に対する給与及び退職手当の支給の基準の概要
「国立大学法人お茶の水女子大学職員給与規程」、「国立大学法人お茶の水女子大学非常勤職員給与規程」、「国立大学法人お茶の水女子大学年俸制適用職員給与規程」、「国立大学法人お茶の水女子大学職員退職手当規程」に基づき支給している。

注3　報酬又は給与の支給人員数は、年間平均支給人員によっている。

注4　役員及び教職員に対する報酬又は給与の支給額には、賞与を含めており法定福利費を除いている。

注5　「退職金相当額を運営費交付金で措置する対象者数について（通知）」（平成16年６月３日付人事課長16文科人第84号）における「退職金相当額を運営費交付金で措置する必要がある役職員」の支給額を（　）に記載している。

注6　人件費の定義は、「国立大学法人等の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について（ガイドライン）」（以下「ガイドライン」）に基づいている。常勤職員とは、ガイドライン中の「常勤職員」、「在外職員」、「任期付職員」及び「再任用職員」から受託研究費等により雇用する者を除いた職員であり、非常勤職員とは、常勤職員、受託研究費等により雇用する者及び「ガイドライン」における「派遣会社に支払う費用」以外の職員である。